

吉田 ゆみこ
区議会レポート発行日/2026年9月1日 発行責任者/吉田ゆみこ
〒142-0042 品川区豊町5-11-9 中村荘101 品川・生活者ネットワーク
TEL03-5751-7105/FAX03-5751-7106 Mail:shinagawa@seikatsusha.net■品川区北品川生まれ ■学習院大学法学部法学科卒 ■生活クラブ生協・東京理事長、東京コミュニティパワーバンク副理事長などを歴任 ■2015品川区議会議員選挙に初当選、現在3期目(無所属:品川・生活者ネットワーク)
■厚生委員会、廃棄物減量等推進審議会委員、区民と議会の交流会議

区議会第2回定例会一般質問より

子どもの権利条例は
当事者(子ども)参加で!

品川・生活者ネットワークが1994年の設立以来、政策の中心に掲げてきたのが「品川区に子どもの権利条例を創る」でした。その意味で、条例制定の方針は大いに歓迎しつつも、肝心なのはその制定手順です。

条例制定は
子どもたちの
手で

質問の肝は「権利の当事者である子ども本人が、条例制定に主体的に関われること」の確認です。

市民参加による条例制定委員会または審議会の設置は大前提として、それらの機関への人材登用について問いました。子どもの権利に造詣の深い外部の有識者を登用、という回答を想定し、具体的な人材もイメージできることを期待した質問でしたが、答弁は、「子育て支援の従事者や学識経験者、専門知識を持つ有識者のもと、新たに子どもの権利専門部会を設置する」という抽象的なものでした。

6月30日の文教委員会への報告でも具体的な人材の明言がありませんでした。人材登用については、今後も注視が必要です。

参加の機会
は本当に
充分か?

子どもの権利条例は区内では6区3市で策定済みです。中には条例の前文を子どもたち自らが起草した自治体もあります。大人(行政)主導ではない「みんなでつくるみんなの条例」として当事者の子どもが参画するしくみを求めて区の姿勢を質しました。公立

学校のタブレットを活用したアンケートの実施と、おおむね10歳から18歳までを対象としたこども会議の開催が報告されました。闘病や障がいにより、アンケートやワークショップに参加できない子に対しては、アウトリーチによるヒアリングを実施するとのことですが、私立に通う子どもたちへのアプローチも必要です。

また、子どもから大人まで参加できるワークショップが7~10月に区内4カ所で予定され、初回は7月18日にスクエア荏原で開催されました。参加者からは「子どもたちはまちのことをよく見ている」という感想が届く一方で「子どもの意見を誘導するようなファシリテーターの姿勢に疑念を抱いた」という声もありました。

来年度は子どもだけのミーティングも計画されています。学校でチラシを配布するだけでなく、子どもたちの興味関心を喚起する工夫が求められます。



吉田ゆみこも関係する全国市民政治ネットワークのメンバーが、2027年学習指導要領の改訂を機に、「包括的性教育を公教育で実践し、子どもの権利の保障を求める要請書」を文部科学省、子ども家庭庁、内閣府男女共同参画局、厚生労働省の各担当者に提出。7月1日参議院議員会館

権利救済の
しくみは
先送り!?

条例制定と同時に「子どもの相談・救済・回復に係るしくみ」は、「本条例に実効

性を持たせる上で設置が必要である」としつつも「区の実情に即して設置に向けて検討をする」と言うにとどまったのは残念です。

子どもへの虐待や差別、貧困等は子どもへの権利侵害に外ならず、このしくみづくりは待ったなしの課題です。子どもの最善の利益を保障するしくみを引き続き求めていきます。

また、条例を実質的なものにするための庁内連携は、「子ども未来部、教育委員会等子どもに関連する部署をはじめ、庁内連携および推進体制の構築は重要」という認識を示すものの、今は先進自治体の取り組みの研究段階とのこと。また、区長部局と教育委員会の連携については、再々質問でやっと答弁に立つ教育委員会の姿勢に、不信感が残りました。

子どもの権利に関わる施策は、教育委員会や子ども未来部だけでなく、福祉部や都市環境部などあらゆる所管に横ぐしをさすことが必要です。具体的な庁内連携は今後の重要な注目点です。